

# 令和3年度愛媛県再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、再生可能エネルギー及び水素エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の導入促進を図るため、県内市町等が実施する導入可能性調査（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和3年度愛媛県再生可能エネルギー及び水素エネルギー導入可能性調査事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

## (補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業であつて、愛媛県内で実施されるものとする。

(1) 次に掲げる再生可能エネルギー等の導入検討に当たり必要な調査事業。

- (ア) 風力発電（20キロワット未満のものに限る）
- (イ) 小水力発電（未利用水力を利用する1,000キロワット以下のものに限る）
- (ウ) 地熱発電（バイナリ方式のものに限る）
- (エ) バイオマス発電
- (オ) 潮流発電
- (カ) バイオマス熱利用
- (キ) 水素エネルギー

1 前各号に掲げるもののほか、知事が認めるもの

(2) 前号に掲げる再生可能エネルギー等の適地情報を広く一般に公開することを目的として、県内市町が実施する調査事業。

2 前項の規定にかかわらず、県の補助を受けた前項第2号の調査事業により県内市町が適地として公開した地点に対する前項第1号の調査事業（種別が同一の場合に限る）については補助対象外とする。

## (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、前条の補助対象事業を実施する県内市町、個人、法人及びその他の団体とする。

## (補助対象経費及び補助金の算定方法)

第4条 補助対象経費は、第2条の補助対象事業に要する経費のうち、以下に該当するものとする。ただし、他の補助金等の交付を受ける経費は除く。

経費区分	内容
1. 機器・設備費	調査事業に必要な計測機器等機械装置の借用及び設置並びに外部施設等の利用に係る経費
2. 委託費	調査、分析等の委託に係る経費
3. 外部専門家受入経費	外部専門家等の受入に係る経費（謝金、旅費等）
4. 系統連系協議等経費	電力会社に対する系統連系協議に係る経費
5. その他の経費	その他調査事業に必要と認められる経費（旅費、文献等調査費、会議等の開催に係る経費など）

2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が2,000千円を超える場合にあっては2,000千円とする。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に指定する期間において、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税仕入控除の対象となる事業者が前項の申請書を提出する場合は、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費の額に対する補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更を除く。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、事業遂行状況報告書(様式第4号)を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8条の規定に基づく承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(第8条の規定に基づく承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。  
2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、補助事業に着手したとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿、台帳及び書類その他必要となる図書を整備し、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(指導監督)

第18条 知事は、補助事業者に対し、事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は、報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。